

鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和4年6月20日

○出席委員（13名）

委員長	浜口 一利	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	奥村 敦
委員	河村 孝	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉	委員	戸上 健
委員	坂倉 広子	委員	坂倉 紀男
委員	世古 安秀		
議長	木下 順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・勢力市民課長、片岡補佐、吉崎係長
- ・榎健康福祉課長、辻川補佐
- ・家田消防長、勢力消防次長、金子室長、橋本係長、大西主査

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書記

(午前10時00分 再会)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第4号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第5号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、議案第7号、財産の取得についての議案4件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第4号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 改めまして、おはようございます。市民課の勢力です。よろしくお願いします。

それでは、議案書に沿って説明させていただきます。

議案のほう1ページをご覧ください。

議案第4号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく、提案したものでございます。

昨年度の9月議会においてご承認いただきました議案第16号の条例改正から対象年度を追加するもので、昨年と同様新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった方に対して、国民健康保険の保険税を免除するものです。

昨年度は令和3年度の保険税の減免を対象とし、今回の条例改正では令和4年度の国民健康保険税を追加対象とするものです。

内容としましては、条例で規定する申請期限にかかわらず減免申請書の取扱いができるよう、保険税の減免申請を行う際の提出期限の特例に関する規定を定めるもので、納期限後の申請を可能とするものです。

なお、減免した財源については、減免額に応じた割合で特別調整交付金により措置される予定であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第4号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

コロナで収入が激減した国保世帯にとっては、これはもう本当に願ったりかなったりの制度だというふうに思います。令和3年度中にこの減免の申請件数、それから、そのうち減免が可能になった件数、減免総額、これはそれぞれどれだけでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 減免の申請ですけれども、全部で66件ございました。うち7件が対象外という形で取下げさせていただいております。内容としましては、3割以上減少しないといけないところがしていなかったというところ

ころが主なものでございます。ですので、決定した減免件数は59件でございます。59件で全体で減免した合計は896万2,600円になります。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第5号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 引き続きよろしく申し上げます。

議案書のほう3ページをご覧ください。

議案第5号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、提案するものです。

傷病手当金の支給に関する特例については、本年3月の議会におきまして、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当金の支給期間を令和4年6月30日までとしてご承認いただいております。このたび再度国の財政支援の適用期間について令和4年9月30日まで延長されることになりましたので、傷病手当金の支給を対象とするため、再度延長させていただいたものでございます。

内容のほうは新旧対照表のほうをご覧ください。

2ページになります。

附則中、「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」までに変更するもので、先ほどの説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほうよろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第5号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課の榎です。よろしく願いいたします。

議案書の5ページをお開きください。新旧対照表は3ページのほうになります。

議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第1号被保険者等

に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長するため、条例の一部を改正するものです。

議案書6ページをお願いします。

一部改正の内容といたしましては、減免の期間が1年間延長されることから、条例附則第9条中、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第6号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 先ほど国保でもお聞きした内容で、介護保険条例のこの議案に関わって、令和3年度の申請件数、減免数、減免額、それぞれどれだけでしょうか。

○浜口一利委員長 辻川課長補佐。

○辻川課長補佐 健康福祉課、辻川です。よろしく申し上げます。

介護保険料の減免に係る申請者数は、まず10名になっております。そのうち認定者としては8名になっております。対象にならなかった方に関しては、その減免する収入の減少幅が少しその基準に満たなかったというところになっております。減免額としましては、総額で65万9,820円になっております。

以上です。

○戸上 健委員 了解です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい、結構です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。入替え次第すぐ始めます。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第7号、財産の取得について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○家田消防長 消防本部、家田です。よろしくお願ひいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第7号、財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産及び数量は、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）1台です。

取得の方法は指名競争入札です。

取得金額は4,444万円です。

取得の相手方は三重県伊勢市上地町2691番地、三重保安商事株式会社で、代表取締役は松本隆幸でございます。

提案の理由といたしまして、現在消防署配備の消防ポンプ自動車は平成10年の配備で、約24年が経過しており、老朽化が著しいことから、今回新車両に更新するため、購入契約の締結を提案するものであります。

それでは、災害対応特殊消防ポンプ自動車の概要を説明させていただきます。さきにお配りしました資料をご覧ください。

資料中太字にしてありますのが今回新たに設ける装備です。そこを抜粋して説明させていただきます。

まず、シャシの部分では、機動性を高めるため四輪駆動方式としております。また、キャビン内をハイルーフ仕様としまして、これはキャビン内の天井を通常より高くすることで、消防隊員が乗車してからの資機材準備など、より活動しやすくしています。

主要装備では、吸水管電動式巻取り装置、これは火災での水利部署時、1人でも容易に取り扱え、放水活動の迅速化が図れます。また、カーナビゲーションシステム及びバックカメラを搭載し、緊急消防援助隊要請時や管轄外への出動時及び後退時の安全確保に活用します。

配備後の令和5年4月には、緊急消防援助隊消防隊に登録する予定の車両でございます。

以上が概要でございます。ご審議の上、可決をいただきたくお願い申し上げます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第7号についてご質疑はございませんか。消防車両。

よろしいの。

南川委員。

○南川則之委員 何点か聞きます。

まず、平成10年の24年経過した車というのがあられるということで、それを今回の新しい車を購入するのに下取りをされたのか、価格を軽減したのか、その辺を教えてほしいのと、それから、特殊車両ということで当然保証期間というものがあると思うんですけども、どのように設定されておるかというところを教えてください。

○浜口一利委員長 金子室長。

○金子室長 消防総務室長の金子です。よろしくお願いいたします。

まず、平成10年の車の下取りかどうかという点なんですけれども、これについては更新後廃棄車両となります。

続きまして、保証期間なんですけれども、特殊車両といいましても通常の車両と同じですので、その車両メーカーの保証期間は通常の車両と同等となります。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

もう一度確認ですけれども、通常の車両と同じ期間というのとどれだけの期間か教えてください。

○浜口一利委員長 金子室長。

○金子室長 主なシャシについては約1年が保証期間となっています。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 そうすると、先ほど消防長からいろんな車両に附帯の設備を設けておるといふんですけれども、そういったところは保証というんですか、1年プラスアルファとかそういうことはなく、消防車両単体としてその期間という考え方でいいのかどうか教えてください。

○浜口一利委員長 金子室長。

○金子室長 車両の部分は1年なんですけれども、その他機装に係る部分については、こちらの過失がない限り業者のほうで対応していただくような形になっております。

以上です。

○浜口一利委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

多分仕様書等その辺は明記されて使うというか、責任の所在をしておると思いますので。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

副委員長。

○瀬崎伸一委員 何点か、お伺いをいたします。

まずは、配付資料等頂いて、どんな車両かというのを見せていただいたんですけども、大きさというんですか、何でこの車を選ばれたのかなというのが、ちょっとニュアンスが漠然とし過ぎているんですけども、単純にポンプ車両だからポンプ車両を更新ということなのか、何か意図があってこれを選ばれているのかなというのを、何となく資料を見ていると感じるんですけども、その辺のちょっと詳しいところを教えてください。

○浜口一利委員長 金子室長。

○金子室長 お答えします。

前回の車両と同じ3トンベースなんですけれども、これと同じにしたのは、まず普通自動車免許の区分もありまして、同じ大きさにしますと中型自動車免許で済みますので、これより大きくしてしまうと、まず大型自動車の免許が必要となってきます。

それで、あとは狭隘な場所が市内では多いですので、あまり大きくし過ぎても入れない地区が多くなるということで必要最小限の大きさということで、現状と中型自動車のサイズにしてあります。

以上です。

○浜口一利委員長 副委員長。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

よく分かります。何となく、ちょっといろんな吸水管電動式巻取り装置とかいろいろ今風というか新しい装備が追加されるのかなと思うんですけども、予測できるのは、やはり今まで結構過酷であった消防隊員の皆さんの労働環境の変化も担えるのかなと思うんですけども、そういったところそのような認識でよかったですかね。

○浜口一利委員長 消防長。

○家田消防長 やっぱり最小限の人数、それと電動ホースカーなんかも備えまして、高齢化対策も兼ねて人数の面とやっぱり動力の面、それを考慮して配備しております。

以上です。

○瀬崎伸一委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ご質疑もないようですので、これで終わりたいと思います。

以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第4号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、財産の取得について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第7号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これもちまして行政常任委員会を散会いたします。

(午前10時27分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年6月20日

行政常任委員長 浜 口 一 利